

議案第71号

寒川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び寒川町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

寒川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び寒川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年11月25日提出

寒川町長 木 村 俊 雄

提案理由

国家公務員の給与に関する人事院からの勧告を踏まえ、寒川町議会議員及び特別職の職員の期末手当の支給月数を改定するため提案する。

寒川町条例第 号

寒川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び寒川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(寒川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第1条 寒川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和31年寒川町条例第17号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の222.5」を「100分の227.5」に改める。

第2条 寒川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の227.5」を「100分の225」に改める。

(寒川町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 寒川町特別職の職員の給与に関する条例(昭和38年寒川町条例第3号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の212.5」を「100分の217.5」に改める。

第4条 寒川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の217.5」を「100分の215」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

(第1条関係) 寒川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例新旧対照表

現行	改正案
(期末手当)	(期末手当)
第5条 (略)	第5条 (略)
2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）においてその者が受けるべき議員報酬の月額及び当該額に100分の20を乗じた額の合計額に <u>100分の222.5</u> を乗じて得た額に基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）においてその者が受けるべき議員報酬の月額及び当該額に100分の20を乗じた額の合計額に <u>100分の227.5</u> を乗じて得た額に基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)
3 (略)	3 (略)

(第2条関係) 寒川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例新旧対照表

現行	改正案
(期末手当)	(期末手当)
第5条 (略)	第5条 (略)
2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）においてその者が受けるべき議員報酬の月額及び当該額に100分の20を乗じた額の合計額に <u>100分の227.5</u> を乗じて得た額に基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）においてその者が受けるべき議員報酬の月額及び当該額に100分の20を乗じた額の合計額に <u>100分の225</u> を乗じて得た額に基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)
3 (略)	3 (略)

(第3条関係) 寒川町特別職の職員の給与に関する条例新旧対照表

現行	改正案
(期末手当) 第4条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）においてその者が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額並びにこれらの額に100分の20を乗じた額の合計額に <u>100分の212.5</u> を乗じて得た額に基準日以前6か月以内の期間におけるその者 の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)	(期末手当) 第4条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）においてその者が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額並びにこれらの額に100分の20を乗じた額の合計額に <u>100分の217.5</u> を乗じて得た額に基準日以前6か月以内の期間におけるその者 の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)
3 (略)	3 (略)

(第4条関係) 寒川町特別職の職員の給与に関する条例新旧対照表

現行	改正案
(期末手当) 第4条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）においてその者が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額並びにこれらの額に100分の20を乗じた額の合計額に <u>100分の217.5</u> を乗じて得た額に基準日以前6か月以内の期間におけるその者 の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)	(期末手当) 第4条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）においてその者が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額並びにこれらの額に100分の20を乗じた額の合計額に <u>100分の215</u> を乗じて得た額に基準日以前6か月以内の期間におけるその者 の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)
3 (略)	3 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和8年4月1日から施行する。